議案第８３号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第　　号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成１８年亀山市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

第９負担区	１平方メートル当たり５２０円

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。